

第一種奨学金と「授業料後払い」制度の比較

第一種奨学金

こんな方におすすめ！

- ・授業料よりも、月々の生活費を手厚く支援してほしい方
- ・人的保証や、定額返還方式を利用したい方

「授業料後払い」制度

こんな方におすすめ！

- ・授業料を支払うためのまとまった資金を用意することが難しい方
- ・所得が低い間や将来子どもが生まれた際に、できるだけ返還月額を低くしたい方

～在学中の支援内容～

月々の振込額

50,000円
または
88,000円

振込総額(最大)

年間 1,056,000円

授業料の貸与

最大 267,900円/半期

生活費の貸与

20,000円
または
40,000円

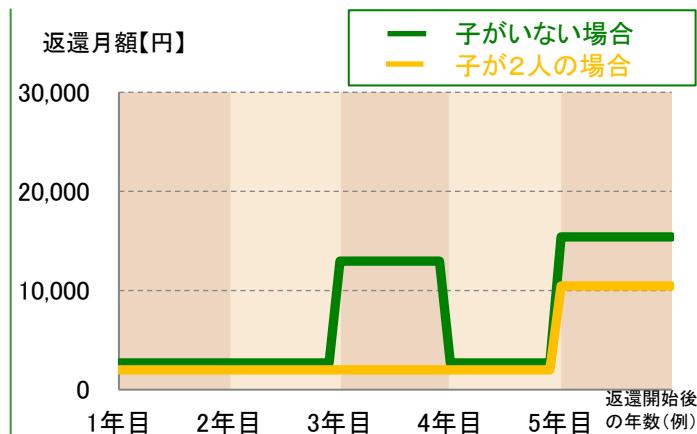
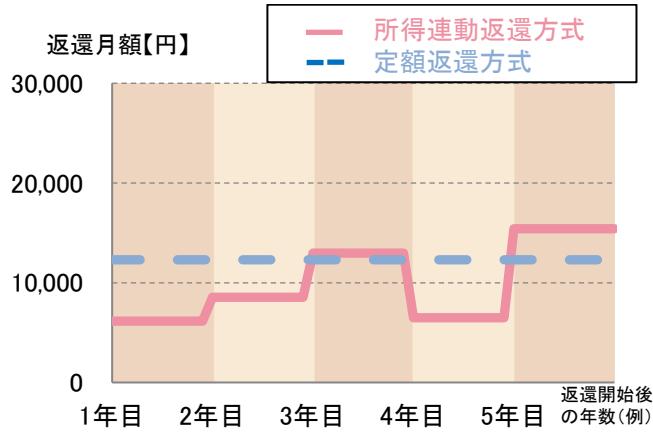
振込総額(最大)

年間 1,015,800円

- ・保証料が発生しない人的保証が選択できます。
- ・授業料の支払いのために貸与を受ける場合は、奨学金を貯めておく必要がありますが、余裕がある場合は年度途中での減額や貸与終了後の一部繰上返還も可能です。
- ・「後払い制度」と比較すると、制度がシンプルでわかりやすいものとなっています。

- ・千葉大学での「授業料後払い」制度の取扱いについて、授業料相当額は、半期上限267,900円となりますので、千葉大学の授業料との差額については別途支払いが必要です。
(例:授業料321,480円の場合、53,580円のみ別途納入必要)
- ・上記のうち、「授業料の貸与」については、保証料相当額が差し引かれてから振り込まれる額ですので、最終的に返還が必要な額はこれよりも大きくなります。

～貸与終了後の返還～



※定額返還方式の返還月額は、88,000円を2年間貸与した場合を想定

※年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定

(所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)

※「授業料後払い」制度においても、博士課程に進学した場合等には返還期限猶予(在学猶予)の利用が可能です。

授業料後払い制度概要

2025/3時点

授業料後払い制度は日本学生支援機構の貸与型奨学金（第一種）の一形態として実施されるもの。

「貸与奨学金（第一種）」もしくは「後払い制度」のいずれかを選択する必要がある。

	貸与型（第一種）	後払い制度
対象	全ての課程	<u>修士課程・博士前期課程・専門職学位課程</u>
申請条件	同条件	
貸与月額	50,000円 もしくは 88,000円	20,000円 もしくは 40,000円 (生活費奨学金の貸与を希望した場合) 併せて在学中の授業料（上限半期267,900円）分の貸与を受けることが出来る。
支援（貸与）総額 上限（1年分）	1,056,000円 (88,000円×12ヶ月)	1,015,800円 (40,000円×12ヶ月 + 授業料後払いによる上限 535,800円) ※上記は機関保証料は含めておりません。
授業料免除を受けた場合の貸与額の取扱い	授業料免除を受けた場合も貸与額に影響はない。	授業料免除を受けた場合も生活費奨学金の貸与額に影響はない。 授業料支援金については、減免後の授業料請求額分のみ貸与を受ける。 ※全額免除となった場合は後払いする授業料は発生しない。
授業料の支払時期と金額	奨学金を貯めておき、各期の期日までに支払い。 ※授業料免除もしくは猶予申請を行うことで、前期8～9月、後期2～3月まで猶予可能。	半期分の授業料321,480円※のうち、 <u>半期267,900円を上限として卒業後の後払いとし、その差額のみ前期8～9月、後期2～3月までに支払い。</u> ※専門法務研究科は402,000円
保証制度	人的保証 もしくは 機関保証	機関保証のみ
返還方法	定額返還方式 もしくは 所得連動返還方式	所得連動返還方式のみ ※収入が低い場合、または将来扶養する子がある場合に、毎月の返還額が減額される。 (総額は変更なし。)
返還免除		同条件

【第一種奨学金のメリット】

- ・ 人的保証を選択すれば保証料がかからないため、貸与額を最大限活用できる。
- ・ 支援（貸与）総額を考慮する場合、後払い制度よりも金額が大きい。

【参考：授業料（半期）が全額免除の場合の支援（貸与）総額】

第一種：88,000円×6ヶ月=528,000円

後払い：40,000円×6ヶ月=240,000円

※貸与額に余裕がある場合は、貸与額の減額・繰上返還等で将来の返金額は調整できる。

【後払い制度のメリット】

- ・ 第一種の所得連動方式と比べ、収入が低い場合、または将来扶養する子がいる場合に、毎月の返還額が抑えられる。
(返還総額は変更なし。)
- ・ (追加) 第一種も、所得連動返還方式の場合、将来扶養する子がいる場合に毎月の返還額が抑えられることとなりました。 詳細は日本学生支援機構のHP等でご確認ください。

授業料後払い制度説明資料(補足)

日本学生支援機構の第一種奨学金(以降貸与奨学金)と授業料後払い制度のいずれかしか選択できません。運用も大きく異なるため、必ず本資料に目を通してから検討してください。
※本日時点での情報なので、今後変更になる場合があります。

対象者

修士・博士前期・専門職学位課程学生

※原則入学した期（4月入学の場合は4・5月）にのみ申請できます。

支援内容

授業料支援金

授業料相当額の貸与を受けることとなります。本学では、授業料相当額については、半期267,900円を上限※に学生の口座に直接入金します。

※授業料免除に併用して申請し、半額免除が許可された場合は、半期133,950円を上限とします。

生活費奨学金

毎月20,000円もしくは40,000円の貸与を受けることが出来ます。授業料支援金とセットとなるため、生活費奨学金のみ受領する、ということはできません。

申込スケジュール

大学院入学後に申請する場合

4月・5月の日本学生支援機構の奨学金（貸与型）申請時、「後払い制度」を選択。

大学院入学前に予約採用にて採用になった方

進学届提出時に「後払い制度」を選択。

Q&A

「授業料後払い」制度に申込資格はあるか。

現行の第一種奨学金と同一です。第一種奨学金の申込資格がない方は、「授業料後払い」制度の申込資格もありません。

保証制度は人的保証も選べるか。

後払い制度は機関保証制度しか選択できません。保証料は振込前に差し引かれます。（保証料を含んだ額を返還することになります。）

ただし、授業料相当額についてはあらかじめ保証料が差し引かれ、その金額が授業料相当額になるよう支給されます。

授業料支援金と生活費奨学金は別々に返還できるか。

出来ません。授業料支援金と生活費奨学金を合わせて返還します。

授業料免除と併用申請ができるか。

可能です。授業料免除にて減額となった分は、授業料支援金に上乗せされない形となります。（全額免除なら授業料支援金での貸与額も0、という扱い。）

生活費奨学金とは何か。

生活費奨学金とは、「授業料後払い」制度の一環として、授業料支援金とは別に、毎月奨学生本人に振り込まれる貸与型奨学金です。申込等は、「授業料後払い」制度として授業料相当額の支援と同時にを行い、採用基準等も「授業料後払い」制度として共通です

※授業料相当額については、所定の額から保証料が差し引かれて支給されます。

生活費奨学金のみの利用を希望することはできるか。

できません。「授業料後払い」制度として、授業料支援金も同時に利用する必要があります。ただし、「授業料後払い」制度に申請した後、授業料が全額免除となり、授業料支援金が0円となった場合は、結果的に生活費奨学金のみの利用となります。

現行第一種奨学金か「授業料後払い」制度の利用を辞退した後、次の年に改めて「授業料後払い」制度を利用することは可能か。

同一年内では利用できませんが、次の年度には可能です。ただし、現行第一種奨学金と「授業料後払い」制度の返還をそれぞれ並行して行う必要があることや、現行第一種奨学金と「授業料後払い」制度は「特に優れた業績による返還免除」を一度の手続きでまとめて適用させることができないといった理由から、JASSOとしては推奨しません。

「授業料後払い」制度の支援が途中で打ち切られることはあるのか。

現行の第一種奨学金と同様、適格認定等により、在籍途中でも支援が打ち切られたり、停止となったりする場合があります。

また、**年度途中の休学・退学を行う場合、後払い制度及び生活費奨学金が継続されない・授業料の納入が必要となる場合があります。休学等を予定している場合は、必ず事前に大学にお問い合わせください。**

長期履修制度を認めた場合、「授業料後払い」制度の支援の期間はどのようになるか。

現行の第一種奨学金と同様、長期履修をしない場合の最短修業年限までが支援の範囲です。

特に優れた業績による返還免除制度で、各学校に配分される推薦枠はどのようになるか。

現行の第一種奨学金と共にです。

授業料の全額を後払いにことができるのか。

千葉大学の授業料は半期321,480円もしくは402,000円ですが、後払い制度での支援額の上限は半期267,900円となります。

退学することとした場合はどうなるのか。

本人の意向を確認いたしますが、当該学期分を後払いでJASSOから支払う（学生の負担）こともできます。

保証料はどうなるか（率、又は何円程度になるか）。

日本学生支援機構のHPにてご確認ください。授業料相当額の振込は、生活費奨学金と違つて登録された授業料相当額から保証料は差し引かれません。（保証料額も含めて貸与している、という扱い）

既に第二種奨学金を人的保証で利用している者が「授業料後払い」制度を利用する場合、第二種奨学金の保証を変更する必要はあるか。

変更する必要はありません。

第二種奨学金と併用する場合の家計基準はどうなるか。

現行の第一種奨学金と第二種奨学金を併用する場合の基準と同じです。

秋入学の学生を春の在学採用で採用することは可能か。

秋入学の学生は、春の在学採用に申請することはできません。年次の切り替わりで申請することができます。従いまして、秋入学の学生が1年次に申請をしなかった場合は、次の申請は2年次の秋の在学採用となります。

返還における「年収300万円程度になるまで最低返還月額となる」特例や「子の数に応じて控除される」特例に年数などの制限はあるか。

制限はありません。

「授業料後払い」制度に申し込んだ者が採用前に退学した場合、授業料相当額や生活費奨学金は振り込まれますか。

授業料相当額や生活費奨学金の振込は、採用が前提となり、採用前に退学した場合は、採用されず、授業料支援金や生活費奨学金の振込も行いません。なお、万一、授業料支援金や生活費奨学金が振り込まれた後になって採用前に退学していた事実があったことが判明した場合には、採用取消となりますので、振込済の支援対象授業料や生活費奨学金は全額をJASSOに返金（返戻）していただく必要があります。

授業料相当額の支払いはどういう扱いになるのか。

学生への奨学金の貸与の一部として行われます。運用については、貸与奨学金と同様です。

授業料後払い制度に採用された場合、途中で休学した場合はどのような扱いになるのか。

途中休学、退学があった場合、以降後払いの支援・生活費奨学金を受けられない場合がありますので、休学等を検討されている場合は必ず事前にご相談ください。貸与奨学金と異なり、24カ月分の支給が保証されない場合があります。

年度途中に後払い制度を辞退して第一種奨学金の貸与に変更できるか。

後払い制度を辞退等として貸与終了した年※は、再度の後払い制度や第一種奨学金には申請できません。

※「年度」ではないので、次年度以降も申請できない場合があります。辞退する前に状況について必ず学生支援課に相談してください。

また、後払い制度の貸与期間が「12カ月未満」であっても、12カ月貸与したものと見なされますので、ご留意ください。

後払いと貸与奨学金を切り替えた場合、返還免除制度に申し込みめるか。

申請自体は可能ですが、それぞれの別々に申請する必要があります。業績評価期間もそれぞれの期間のみとなりますので、選考上も不利になる点はご留意ください。